

旧川相小学校内の不要備品の売却について

令和4年8月8日に実施したせり売りにおいて、落札されなかった物件を先着順で売却します。

1 売却物件

- ・児童用机・椅子 20件（机・椅子1セット1件）
※申込みの際にご希望のセット数をご提示ください
- ・ダンス 1件

詳細は「物件写真」を御確認ください。御不明な点は、井原市役所財政課契約管理係へお問い合わせください。

また、物件の有無は応募状況により変化いたしますので、必ず事前に御確認ください。

2 買受人の資格等

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。ただし、次に掲げる者は除きます。

- (1) 市町村税を滞納しているもの
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等
- (5) 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) その他市長が不相当と認める者

3 契約書の作成の要否 不要

4 申込方法

受付期間内に事前に電話連絡の上、井原市役所総務部財政課契約管理係へお越してください。
受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- (1) 受付期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
※ 閉庁日(土曜、日曜、祝日)を除く。
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
- (3) 受付場所 井原市井原町311番地1
井原市役所総務部財政課契約管理係

5 買受人及び金額の決定

財政課契約管理係に来庁いただいた際に、価格交渉を行い決定いたします。

6 代金の納入期限

価格決定当日

7 物件の引渡し

- (1) 代金の納付確認後、物件を引き渡します。
- (2) 取得された物件については、原則として概ね1ヶ月以内にお引き取りください。
- (3) 引き取りの際には、財政課契約管理係と日程調整を行ってください。
- (4) 取得された物件は、買受人の責任において引き取りをお願いいたします。
なお、引き取りにおいて発生した事故等については、市は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。
- (5) 当該物件の引き取りに係る費用については、買受人が負担することとします。

8 その他

- (1) 物件については現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 一度納付いただいた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。
- (3) 一度引き渡された物件は、返品、交換はできません。